

図書館情報システムの賃貸借及び保守一式に関する企画提案競技実施要領

令和8年5月1日

鹿児島県立図書館

1 目的

図書館情報システムの賃貸借及び保守一式に関する企画提案競技の実施について、必要な事項を定める。

2 企画提案及び契約の手順

一定の資格条件に該当する事業者から、公募により本業務に関する企画提案を受け、鹿児島県立図書館において内容の審査を行う。企画提案は図書館情報システム更新業務（新図書館情報システム一式の保守付き賃貸借）について行い、総合的に最も優れた内容であると認められる企画提案を行ったものを本契約の相手方と随意契約を締結する。

3 企画提案競技に付する事項

(1) 業務件名

図書館情報システムの賃貸借及び保守一式

(2) 業務の内容

図書館情報システムの賃貸借及び保守一式仕様書（以下「仕様書」という。）による

4 提案上限額

234,500,000円

上記金額は図書館情報システムの賃貸借及び保守一式に係るすべての経費の合計額であり、消費税及び地方消費税を含むものとする。なお、本業務に付随してかかる費用等も含むものとする。

5 構築期間

契約日から令和9年2月28日まで

6 システム運用期間

令和9年3月1日から令和14年2月29日

7 企画提案競技に参加する者に必要な資格

企画提案競技に参加する者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

(1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を企画提案書の提出期限の時点で有するものであること。

(2) 企画提案書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 図書館情報システムの賃貸借及び保守一式企画提案競技参加資格審査申請書を提出した日から本件契約の相手方を選定するまでの間に、鹿児島県から指名停止の措置を受けていない

こと。

- (4) 過去5年以内に都道府県において、鹿児島県図書館情報システム（資料数約95万冊）と同規模以上の図書館システム構築の導入から本稼働及び運用までの実績を有しているものであること。

8 仕様書等の配付場所及び配付期間

(1) 配付資料

- ア 鹿児島県立図書館情報システムの賃貸借及び保守一式仕様書（別紙を含む。）
- イ 図書館情報システム機能要件一覧表
- ウ 提案書記載項目一覧表・審査評価基準表
- エ 応募様式一式

(2) 配付場所

本要領10(2)と同じ

(3) 配付期限

公告日から令和8年5月19日（火）午後5時まで
（休館日を除く。午前9時から午後5時まで）

9 提出書類等

提出する書類は以下のとおりとする。

- (1) 提案参加申請書（第1号様式）
- (2) 入札参加資格審査結果通知書（写し）（鹿児島県が発行し、有効期間内であるもの）
- (3) システム導入・稼働実績証明書（第2号様式）

※現在本稼働・運用中または開発中のものに限り、都道府県立図書館における図書館情報システムの導入から本稼働・運用実績に関する証明を事例毎に記入すること。

- (4) 図書館情報システム賃貸借及び保守一式に係る提案書等
- (5) 図書館情報システム機能要件一覧票
- (6) 図書館情報システム賃貸借及び保守一式見積書（第3号様式）

（構築業務に係る経費と賃貸借及び保守業務に係る経費の合計額を記載すること。

本件契約の相手方の決定にあたっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を基準に契約の協議を行うので、企画提案競技参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。）

- (7) 返信用封筒2部（書面審査及び対面審査結果通知用、長3封筒に110円切手を添付し通知先の住所、会社名、担当部署等を記入すること。なお、書留での送付を希望するものは、所要の切手を添付すること。）

10 提出方法

(1) 提出方法

10(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(2) 提出場所及び問合わせ先

〒892-0853 鹿児島県鹿児島市城山町7番1号
鹿児島県立図書館 資料課

TEL : 099-224-9515 FAX : 099-224-5824

担当者：塚脇

E-mail : l-siryu@pref.kagoshima.lg.jp

(3) 提出期限

令和8年5月26日（火）正午までに必着のこと。

(4) 作成にあたっての留意点

ア 応募する企画書は1案に限ること。

イ 提出書類の企画提案書の提出部数は6部（正本3部、副本3部とし、正本には押印すること。）とする。なお、散逸しないように、1部ごとにまとめて提出すること。また、パンフレット等の添付資料がある場合は、別綴りとする。

ウ 提出後における企画提案書の再提出、差替えは一切認めない。

エ 企画提案書の体裁等は次のとおりとする。

(ア) 原則としてA4判で作成し、文字は10.5ポイント以上、上下左右に20mm以上の余白を設定すること。（A3判の使用はやむを得ない場合のみに限ることとし、その場合は片面、横折込とする。）

(イ) 両面印刷とする。（用紙が縦の場合は左右開き、横の場合は上下開きとする。）
ただし、構成上必要な部分においては片面でもよい。

(ウ) 表紙・目次（添付書類一覧表を含む）を付け、ページ下にはページ番号を付すること。

(エ) 「鹿児島県立図書館情報システムの貸借及び保守一式仕様書」に記載された内容の実現方法等について、「提案書記載項目一覧表・審査評価基準表」の評価項目順に記載すること。

(オ) 提案内容は、考え方や実現方法等について、表や図等も活用しながら分かりやすく、かつ、簡潔・明瞭に記載すること。

(カ) 本業務を実施するに当たり、鹿児島県立図書館職員に求める作業及び資料等についても記載すること。

(キ) 仕様書に記載されていない追加提案は、そのことを明確にするとともに、分かりやすく記載すること。

(5) 応募された企画提案書の著作権は、その応募した企画提案競技参加者に帰属する。なお、企画提案書の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、当該企画提案競技参加者が負うこととする。

11 失格者

次に挙げるものは、失格とする。

- (1) 本要領9の書類が不足するもの
- (2) 本要領10の提出期限までに書類を提出しなかったもの

12 受託候補者の選定方法

受託候補者は、書類及び対面審査を「図書館情報システム更新等業務に係る優秀提案選定委員会」（以下「委員会」という。）において行い、選定する。

(1) 書類審査

ア 内容

企画提案書を審査し、「企画提案競技に参加するものに必要な資格」を満たしているかを確認し、満たしていない場合は失格とする。また、図書館情報システム機能要件一覧票と要望項目について採点する。

上記により失格したもの以外を選定する。

イ 審査時期

令和8年6月2日（火）

ウ 審査結果の通知

企画提案書等を提出した企画提案競技参加者（以下「企画提案競技申請者」という。）に対し書面及び電子メールにより通知する。

(2) 対面審査

ア 内容

書面審査で選定された企画提案競技申請者が、企画提案書を基にプレゼンテーションを実施した後、委員会の合議で本件契約の相手方を選定する。

イ 場所

鹿児島県立図書館内

ウ 実施時期

日時等の詳細については、別途通知する。（概ね6月上旬～中旬頃）

エ 説明時間等

プレゼンテーションは企画提案書に記載した事項を基に行うこと。説明時間は90分以内とし、説明終了後、必要に応じて30分程度、鹿児島県立図書館から質問を行う。

オ 説明順番

原則として、企画提案書等の受付順とする。

カ 説明者

審査会場の入場者は5人以内とする。

キ 選定結果の通知

選定結果については、書面により通知する。

ク 審査基準

「提案書記載項目一覧表・審査評価基準表」に基づき審査を行う。

ケ その他

対面審査の詳細については、書面により通知する。

希望があればプロジェクター（HDMI端子）、スクリーンは準備するが、パソコン等については企画提案競技申請者で準備すること。

13 契約の締結等

- (1) 本件契約の相手方と協議の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定（性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。）により、予算の範囲内で随意契約を行う。その際、企画提案の内容は、協議の上変更する場合がある。
- (2) 本件契約の相手方との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の企画提案競技申請者と契約に向けて協議する。
- (3) 契約保証金は免除とする。

14 提案の報酬

提案は、無報酬とする。

15 提案の著作権

提案の著作権は、鹿児島県に帰属するものとする。

16 提案書類の返還

本要領に基づき提案された提案書類は、返還しないものとする。

17 企画提案競技に係る質疑

(1) 質問

本企画提案競技について質問がある場合は、次により提出するものとする。

ア 提出期限

令和8年5月19日（火）

イ 提出方法

電子メールで提出すること。

県立図書館資料課E-mail: l-siryo@pref.kagoshima.lg.jp

ウ 様式

質疑書（第5号様式）

(2) 回答

質問に対する回答は、次のとおり行う。

ア 回答方法

回答は、書類を配布したもの全員に対して電子メールで行う。

なお、当該回答文書は、本要領及び仕様等に対して追加又は修正したものとみなす。

イ その他

提出期限に到着しなかった質問及び電子メール以外による方法で提出された質問については回答しない。

18 企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合、その企画提案は無効とする。

- (1) 企画提案競技申請者が本要領の7の参加資格を満たしていない場合又は最優秀の企画提案競技申請者決定までに本要領7の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載がなされた場合
- (3) 提出書類が仕様書に適合しない場合又は本要領に記載する留意事項に適合しない場合
- (4) 2件以上の企画提案をした場合
- (5) 所定の日時及び場所に企画書を提出しなかった場合
- (6) 二人以上の代理人を選定した場合
- (7) 見積書の金額、氏名、印影、重要な文字に誤脱があった場合又は不明な提案がなされた場合
- (8) その他無効とするに足る事実が明らかになった場合